

○南伊豆地域清掃施設組合会計規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第16号

令和5年4月1日

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）173条の3の規定に基づき、法令その他別に定めるもののほか、南伊豆地域清掃施設組合の会計の事務の処理について必要な事項を定める。

第2条 会計事務処理に当たっては、下田市会計規則（昭和41年下田市規則第2号）の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。